

# 長野市社会福祉協議会から るすばん介護支援事業の改正についてお知らせします。

昨年の9月から開始した当該事業について、平成23年度より下記のような改正を行いますのでお知らせします。

## 1 改正点

### (1) 利用対象者の要件緩和

現行では「認知症状のある在宅の要介護者」でしたが、要件が緩和され、認知症状の有無に関わらず「在宅の要介護者」であれば利用できるようになります。

### (2) 利用回数の拡大

現行の「年2回」から、「年6回」（2ヶ月に1回程度）へと利用回数が拡大されます。

### (3) 利用時間の拡大

現行の「午前9時から午後5時まで」から、「午前6時から午後10時まで」に拡大されます。

ただし、実際のサービス提供においては登録事業者により提供できる時間が異なる場合があります。

### (4) 利用料金の変更

利用時間の拡大等により利用料金が以下のとおり変更となります。

| 支援時間   |             |   | 利用料  |
|--------|-------------|---|------|
| 2時間コース | 平日          | ⇒ | 280円 |
|        | 土日・休日・平日時間外 | ⇒ | 360円 |
| 3時間コース | 平日          | ⇒ | 420円 |
|        | 土日・休日・平日時間外 | ⇒ | 540円 |

※平日時間外：午前6時から午前9時まで、午後5時から午後10時まで